

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第8報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

・平成30年10月31日 保医発1031第2号 「検査料の点数の取扱いについて」

・平成30年10月31日 事務連絡 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
418	右	下から6行目	<p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 「26」のヒト精巢上体蛋白4(HE4)は、CLIA法又はECLIA法により測定した場合に算定できる。</p> <p>(18)～(22) 略</p>	<p>D009 腫瘍マーカー</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 「26」のヒト精巢上体蛋白4(HE4)は、CLIA法により測定した場合に算定できる。</p> <p>(18)～(22) 略</p>	字句挿入
431	右	下から8行目	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 抗デスマグレイン3 抗体</p> <p>ア 「29」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「36」の抗デスマグレイン1 抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(13)～(17) 略</p> <p>(18) 抗デスマグレイン1 抗体</p> <p>ア 「36」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「29」の抗デスマグレイン3 抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(19)～(28) 略</p>	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 抗デスマグレイン3 抗体</p> <p>ア 「29」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「36」の抗デスマグレイン1 抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(13)～(17) 略</p> <p>(18) 抗デスマグレイン1 抗体</p> <p>ア 「36」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「29」の抗デスマグレイン3 抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(19)～(28) 略</p>	字句修正

438	右	上から8行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出 ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分「D012」感染症免疫学的検査の「26」クラミジア・トラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定する。 イ PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。</p> <p>(2) 淋菌核酸検出 ア 「2」の淋菌核酸検出、区分「D012」感染症免疫学的検査の「32」淋菌抗原定性又は区分「D018」細菌培養同定検査(淋菌感染を疑って実施するもの)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。 イ DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 ア クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「32」淋菌抗原定性、同区分「26」のクラミジア・トラコマチス抗原定性、区分「D018」細菌培養同定検査(淋菌及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの)、本区分「2」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出 ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分「D012」感染症免疫学的検査の「26」クラミジア・トラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定する。 イ PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。</p> <p>(2) 淋菌核酸検出 ア 「2」の淋菌核酸検出、区分「D012」感染症免疫学的検査の「32」淋菌抗原定性又は区分「D018」細菌培養同定検査(淋菌感染を疑って実施するもの)を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。 イ DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 ア クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「32」淋菌抗原定性、同区分「26」のクラミジア・トラコマチス抗原定性、区分「D018」細菌培養同定検査(淋菌及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの)、本区分「2」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	字句修正
-----	---	--------	---	--	------

イ TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。

(5)～(24) 略

イ TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。

(5)～(24) 略